

# 福岡市公報

令和7年6月9日 第7151号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
○特定調達契約等に係る随意契約の相手方の決定 (第186号).....	1
○指定管理者の公募 (第187号).....	4
○指定管理者の公募 (第188号).....	6
<b>市 教</b>	
○指定管理者の公募 (公告第1号) .....	9
<b>水 道 局</b>	
○一般競争入札の実施 (公告第20号) .....	13
<b>交 通 局</b>	
○一般競争入札の実施 (公告第18号) .....	14

## 公 告

### 福岡市公告第186号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（以下「特例政令」という。）の規定が適用される調達契約等について、随意契約の相手方を決定したので、特例政令第12条及び福岡市契約事務規則の特例を定める規則第9条の規定により次のように公告する。

令和7年6月9日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名又は名称及び所在地	随意契約に係る契約金額	随意契約の理由
令和7年度児童手当及び児童扶養手当システム運用保守業務委				円 53,807,600	

託				
令和7年度ソフトウェアサポート（市税総合情報システム）業務委託				258,860,800
令和7年度ホストシステム運用等業務委託				480,961,800
令和7年度会計年度任用職員等システム運用保守業務委託			川崎市幸区大宮町1番地5	69,300,000
令和7年度健康づくり情報システム標準化対応業務委託	福岡市中央区天神一丁目8番1号		富士通Japan株式会社	97,900,000
令和7年度国民年金システム標準化対応業務委託	総務企画局DX戦略部情報システム課			247,621,990
令和7年度情報系・業務系ネットワークの運用管理支援業務委託				130,377,456
令和7年度人事給与システム運用保守業務委託				48,620,000
令和7年度業務共通基盤システム標準化対応業務委託				225,574,118
令和7年度統合運用管理に係る業務委託			東京都千代田区丸の内一丁目6番6号株式会社	193,643,802

令和7年度保健福祉総合システム運用管理支援業務委託		令和7年 4月1日	日立製作所	101,178,000	特例政令第11条第1項第2号該当
クラウドオフィススイート運用保守業務委託	福岡市中央区天神一丁目8番1号 総務企画局（働き方DX推進担当）		日立製作所・九州日立システムズコンソーシアム 代表者 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 株式会社日立製作所	79,309,956	
令和7年度住民記録システム運用・保守業務委託	福岡市中央区天神一丁目8番1号 総務企画局DX戦略部情報システム課		大阪市都島区東野田町四丁目15番82号 西日本電信電話株式会社	85,404,000	
令和7年度住民記録システム標準化対応業務委託				253,924,000	
福岡市データ連携基盤等運用保守業務委託	福岡市中央区天神一丁目8番1号 総務企画局DX戦略部データ活用推進課		東京都江東区新木場一丁目18番7号 NECソリューションイノベータ株式会社	108,066,200	
令和7年度データ分析基盤等運用保守業務委託	福岡市中央区天神一丁目8番1号 総務企画局（働き方DX推進担当）	東京都港区芝五丁目7番1号 日本電気株式会社	77,330,000		

システム刷新に係るプロジェクト管理支援業務委託	福岡市中央区天神一丁目8番1号 総務企画局DX戦略部システム刷新課		東京都中央区八重洲二丁目2番1号 アビームコンサルティング株式会社	156, 171, 400	
-------------------------	--------------------------------------	--	--------------------------------------	---------------	--

**福岡市公告第187号**

福岡市立ひとり親家庭支援センター条例（以下「条例」という。）第8条第1項本文の規定に基づき、福岡市立ひとり親家庭支援センターについて指定管理者の指定を受けようとする者を公募するので、福岡市立ひとり親家庭支援センター条例施行規則（以下「規則」という。）第5条の規定により次のように公告する。

令和7年6月9日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
福岡市立ひとり親家庭支援センター	福岡市中央区大手門二丁目

2 指定の予定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

3 管理の業務の範囲

- (1) 条例第2条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 当該公の施設の入館の制限に関する業務
- (3) 当該公の施設の施設、附属設備等の維持及び修繕に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

4 管理の基準

- (1) 利用時間  
規則第2条に定める利用時間
- (2) 休館日  
規則第3条に定める休館日
- (3) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い  
個人情報の保護に関する法律第66条第2項において準用する同条第1項に定めるところによること。
- (4) 利用者の入館を制限するときの要件  
条例第4条に定める要件によること。

- 
- (5) 管理に係る対価の支払方法  
会計年度ごとに支払うこととし、支払時期及び支払方法については指定管理者との協議により別途定める。
- 5 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準
- (1) 方法
- (2)に掲げる基準の適合審査
- (2) 基準
- ア 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。
- イ 当該公の施設の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 当該公の施設の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。
- エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める基準
- 6 指定管理者の候補者となることができる資格
- 法人その他の団体（以下「団体」という。）又は複数の団体により構成される共同事業体であつて、次のいずれにも該当しないもの
- (1) 福岡市契約事務規則第2条第1項及び第2項に規定するもの
- (2) 団体（任意団体にあつてはその代表者）が、所得税、法人税、消費税、地方消費税及び本市市税に係る徴収金を滞納しているもの
- (3) 自らの責めに帰すべき事由により、5年以内に指定管理者の指定の取消しを受けたもの
- (4) 団体又はその代表者が、次のいずれかに該当するもの
- ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること。
- イ 暴力団員が実質的に運営していること。
- ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること。
- エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること。
- オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること。
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること。
- (5) 団体及びその代表者が、指定管理として行う業務に関連する法規に違反する者として関係機関に認定された日から2年を経過しないもの
- 7 詳細は、募集要項による。
- 8 募集要項を次のとおり交付する。
- (1) 方法
- ア 次のとおり交付する。
- (7) 場所
-

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（こども未来局こども健やか部こども見守り支援課）

電話 092-711-4762

(イ) 時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 本市ホームページから下記(2)に掲げる期間中に掲載する募集要項等をダウンロードすること。

(2) 期間

令和7年6月9日から同年8月8日まで（上記(1)アの方法による場合にあつては、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

9 指定の申請の受付期間及び指定申請書の提出先

(1) 受付期間

ア 期間

令和7年8月1日から8月8日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

イ 時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出先

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（こども未来局こども健やか部こども見守り支援課）

電話 092-711-4762

福岡市公告第188号

福岡市立児童館条例（以下「条例」という。）第7条第1項本文の規定に基づき、福岡市立中央児童会館について指定管理者の指定を受けようとする者を公募するので、福岡市立児童館条例施行規則（以下「規則」という。）第8条の規定により次のように公告する。

令和7年6月9日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
福岡市立中央児童会館	福岡市中央区今泉一丁目

2 指定の予定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

3 管理の業務の範囲

- (1) 条例第3条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 利用許可及びその取消しに関する業務

- (3) 利用承諾及びその取消しに関する業務
  - (4) 条例第5条に規定する利用の制限に関する業務
  - (5) 当該公の施設の施設、附属設備等の維持及び修繕に関する業務
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
- 4 管理の基準
- (1) 利用時間  
午前9時から午後9時まで（条例第3条の3第1号及び第9号に掲げる施設にあっては、午前9時から午後6時まで）
  - (2) 休館日  
規則第3条第1項各号に規定する休館日
  - (3) 利用料金制度  
条例第6条の2第1項に規定する利用料金については、同条第4項に基づき指定管理者の収入として収受させる。なお、指定管理者は、当該料金を定めようとするときは、同条第2項に定める手続により市長の承認を受けなければならない。
  - (4) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い  
個人情報の保護に関する法律第66条第2項において準用する同条第1項に定めるところによること。
  - (5) 利用者の利用を制限するときの要件  
条例第5条に定める要件によること。
  - (6) 管理に係る対価の支払方法  
会計年度ごとに支払うこととし、支払時期及び支払方法については指定管理者との協議により別途定める。
- 5 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準
- (1) 方法  
(2)に掲げる基準の適合審査
  - (2) 基準  
ア 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。  
イ 当該公の施設の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。  
ウ 当該公の施設の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。  
エ アからウに掲げるもののほか、市長が必要と認める基準
- 6 指定管理者の候補者となることができる資格
- 次のいずれにも該当するもの
- (1) 厚生労働省が定める「児童館の設置運営要綱」の運営主体に係る基準に該当し、市内に事業所を置く法人その他の団体（以下「団体」という。）又は複数の団体により

構成される共同事業体であること

(2) 次のいずれにも該当しないもの

ア 個人

イ 福岡市契約事務規則第2条第1項及び第2項に規定するもの

ウ 団体（任意団体にあつては、その代表者）が所得税、法人税、消費税、地方消費税及び本市市税に係る徴収金を滞納しているもの

エ 応募時点で、自らの責めに帰すべき事由により、5年以内に指定管理者の指定の取消しを受けたもの

オ 団体又はその代表者が、次のいずれかに該当するもの

(ア) 暴力団員が事業主又は役員に就任していること。

(イ) 暴力団員が実質的に運営していること。

(ウ) 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること。

(エ) 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること。

(オ) 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること。

(カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること。

カ 団体又は代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反する者として関係機関に認知された日から2年を経過しないもの

キ その他指定管理者として社会通念上ふさわしくないもの

7 詳細は、募集要項による。

8 募集要項を次のとおり配布する。

(1) 方法

ア 次のとおり交付する。

(ア) 場所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（こども未来局こども政策部こども健全育成課）

電話 092-711-4188

(イ) 時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 本市ホームページから下記(2)に掲げる期間中に掲載する募集要項等をダウンロードすること。

(2) 期間

令和7年6月9日から同年8月8日まで（上記(1)アの方法による場合にあつては、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

9 指定の申請の受付期間及び指定申請書の提出先

(1) 受付期間

ア 期間

令和7年8月1日から同月8日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

イ 時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出先

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（こども未来局こども政策部こども健全育成課）

電話 092-711-4188

市 教

福岡市 公告第1号  
福岡市教育委員会

福岡市音楽・演劇練習場条例（以下「練習場条例」という。）第14条第1項本文、福岡市営駐車場条例（以下「駐車場条例」という。）第12条第1項本文及び福岡市立市民センター条例（以下「市民センター条例」という。）第16条第1項本文の規定に基づき、次の公の施設について指定管理者の指定を受けようとする者を公募するので、福岡市音楽・演劇練習場条例施行規則（以下「練習場条例施行規則」という。）第19条、福岡市営駐車場条例施行規則（以下「駐車場条例施行規則」という。）第5条及び福岡市立市民センター条例施行規則（以下「市民センター条例施行規則」という。）第23条の規定により次のように公告する。

令和7年6月9日

福岡市長 高 島 宗 一 郎  
福岡市教育委員会

1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
福岡市千早音楽・演劇練習場	福岡市東区千早四丁目
市営千早駅前駐車場	
福岡市立東市民センター	

2 指定の予定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

3 管理の業務の範囲

(1) 福岡市千早音楽・演劇練習場

練習場条例第13条第2項各号に掲げる業務

(2) 市営千早駅前駐車場

駐車場条例第11条第2項各号に掲げる業務

(3) 福岡市立東市民センター

市民センター条例第15条第2項各号に掲げる業務

4 管理の基準

(1) 福岡市千早音楽・演劇練習場

ア 開館時間

練習場条例施行規則第2条第1項第2号に定める開館時間。ただし、提案内容により開館時間を変更することがある。

イ 休館日

練習場条例施行規則第3条本文及び同条第2号に定める休館日。ただし、提案内容により休館日を変更することがある。

ウ 使用料の徴収

練習場条例第6条第1項並びに練習場条例施行規則第11条及び第12条に定める額を徴収すること。

エ 使用料の納入の手續

収納した使用料について、市長が指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）に、収納日の翌日（同日が休館日又は指定金融機関の休業日である場合は、その翌日以後の最初の休館日でない指定金融機関の営業日）までに納入すること。

オ 使用料の減免の基準及び手續

練習場条例第7条及び練習場条例施行規則第15条に定める基準及び手續

カ 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律第66条第2項において準用する同条第1項に定めるところによること。

キ 利用者の利用を制限するときの要件

練習場条例第3条第1項に定める要件

(2) 市営千早駅前駐車場

ア 利用時間

午前零時から午後12時まで

イ 駐車料金の徴収

駐車場条例第3条第1項並びに駐車場条例施行規則第2条に定める額を徴収すること。

ウ 駐車料金の納入の手續

収納した駐車料金について、指定金融機関に収納日の翌日（同日が指定金融機関の休業日である場合は、その翌日以後の最初の営業日）までに納入すること。

- エ 管理を通じて取得した個人情報の取扱い  
個人情報の保護に関する法律第66条第2項において準用する同条第1項に定めるところによること。
  - オ 駐車の拒否の要件  
駐車場条例第7条に定める要件
- (3) 福岡市立東市民センター
- ア 開館時間等  
市民センター条例施行規則第6条に定めるセンターの開館時間及びセンター駐車場の供用時間。ただし、提案内容により開館時間又は供用時間を変更することがある。
  - イ 休館日等  
市民センター条例施行規則第7条に定める休館日及び休館日におけるセンター駐車場の供用時間。ただし、提案内容により休館日又はセンター駐車場を供用しない日を変更することがある。
  - ウ 使用料の徴収  
市民センター条例第9条第1項並びに市民センター条例施行規則第17条、第19条及び第19条の2に定める額を徴収すること。
  - エ 使用料の納入の手續  
収納した使用料について、指定金融機関に収納日の翌日（同日が休館日又は指定金融機関の休業日である場合は、その翌日以後の最初の休館日でない指定金融機関の営業日）までに納入すること。
  - オ 使用料の減免の基準及び手續  
市民センター条例第11条並びに市民センター条例施行規則第22条及び第22条の2に定める基準及び手續
  - カ 管理を通じて取得した個人情報の取扱い  
個人情報の保護に関する法律第66条第2項において準用する同条第1項に定めるところによること。
  - キ 利用者の利用を制限するときの要件  
市民センター条例第5条及び第6条に定める要件
- 5 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準
- (1) 方法  
次号に掲げる基準の適合審査
  - (2) 基準
    - ア 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。
    - イ 当該公の施設の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。

ウ 当該公の施設の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長及び教育委員会が必要と認める基準

6 指定管理者の候補者となることができる資格

市内に事務所を有する法人その他の団体（以下「団体」という。）又は当該団体により構成される共同事業体であって、次のいずれにも該当しないもの

- (1) 福岡市契約事務規則第2条第1項及び第2項に規定するもの
- (2) 団体又はその代表者が、所得税、法人税、消費税、地方消費税及び本市市税を滞納しているもの
- (3) 自らの責めに帰すべき事由により、5年以内に指定管理者の指定の取消しを受けたもの
- (4) 団体又はその代表者が、次のいずれかに該当するもの
  - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること。
  - イ 暴力団員が実質的に運営していること。
  - ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること。
  - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること。
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること。
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること。
- (5) 団体又はその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反する者として関係機関に認定された日から2年を経過しないもの
- (6) その他指定管理者として社会通念上ふさわしくないもの

7 管理に係る対価の支払方法

会計年度ごとに支払うこととし、支払時期及び支払方法については指定管理者との協議により別途定める。

8 詳細は、募集要項による。

9 募集要項を次のとおり配布する。

(1) 方法

本市ホームページから次号に掲げる期間中に掲載する募集要項等をダウンロードすること。

(2) 期間

令和7年6月9日から同年8月1日まで

10 指定の申請の受付期間及び指定申請書の提出先

(1) 受付期間

ア 期間

令和7年7月14日から同年8月1日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

イ 時間

午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出先

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（市民局コミュニティ推進部生涯学習課）

電話 092-711-4655

水 道 局

福岡市水道局公告第20号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市水道局契約事務規程第5条の規定により次のように公告する。

令和7年6月9日

福岡市水道事業管理者 中 村 健 児

1 電子入札に付する事項

業 種	件 名	備 考
電気B	曲淵ダム建築付帯電気設備更新工事	
管A	中央営業所空調設備更新工事	
管1種A	中央区舞鶴2、3丁目地内配水管布設工事	
	南区玉川町地内配水管布設工事	
	中央区天神1丁目地内No.2配水管布設工事	
	東区美和台3丁目地内配水管布設工事	
	東区高美台3丁目地内配水管布設工事	
	東区馬出4丁目地内外1件配水管布設工事	
	東区香椎駅前2丁目地内配水管布設工事	
	東区美和台7丁目地内No.2配水管布設工事	
	東区和白東3丁目地内配水管布設工事	
	博多区東公園地内配水管布設工事（概算数量設計）	
管2種C	東区雁の巣1、2丁目地内φ400mm配水管布設工事	

2 詳細は、入札説明書による。

3 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

URL [https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku-info/keiyaku\\_hp/  
contract\\_index.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku-info/keiyaku_hp/contract_index.html)

(2) 期間

この公告の日から令和7年6月16日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 時間

午前6時から午後10時まで

---

## 交 通 局

---

### 福岡市交通局公告第18号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市交通局契約事務規程第5条の規定により次のように公告する。

令和7年6月9日

福岡市交通事業管理者 小野田 勝 則

1 電子入札に付する事項

業 種	件 名	備 考
電気通信	空港・箱崎線光総合伝送路更新工事	総合評価落札方式

2 詳細は、入札説明書による。

3 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

URL [https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku-info/keiyaku\\_hp/  
contract\\_index.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku-info/keiyaku_hp/contract_index.html)

(2) 期間

この公告の日から令和7年6月16日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 時間

午前6時から午後10時まで